

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年 8月20日

近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所長 桑島偉倫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、東南海・南海地震により和歌山河川国道事務所管内の道路に大規模な災害が発生した場合の危機管理体制の確立にむけて、紀伊地方災害情報共有システム（以下「K D A S S」と言う。）により、県、市町村、西日本高速道路㈱との情報交換訓練を実施し、K D A S Sの課題等を整理し改良を行うと共に、初動体制訓練の支援及び、「紀北地方道路災害情報連絡会」の運営・資料作成を行うものである。

業務の実施にあたっては、大規模災害に対する事前対策をはじめ、初動体制、緊急対策、等の構築に向けた検討及び評価を行うため、道路防災等道路の保全に関して高度な専門的知識、幅広い知見と豊富な経験を有するとともに、K D A S Sに精通し且つシステムの更新・保守管理等に対し迅速に対応可能な技術力を有することが求められることから、(財)道路保全技術センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1)業務名 紀伊地方災害対策支援システム改良業務
- (2)業務内容 K D A S Sの改良
初動体制訓練の運営支援
紀北地方道路災害情報連絡会の運営支援
- (3)履行期限 平成20年2月29日

3. 業務目的

本業務は、東南海・南海地震により和歌山河川国道事務所管内の道路に大規模な災害が発生した場合の危機管理体制の確立にむけて、紀伊地方災害情報共有システム（以下「K D A S S」と言う。）により、県、市町村、西日本高速道路㈱との情報交換訓練を実施し、K D A S Sの課題等を整理し改良を行うと共に、初動体制訓練の支援及び、「紀北地方道路災害情報連絡会」の運営・資料作成を行うものである。

4. 応募要件

(1)基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コン

サルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

地震等の大規模災害に対する道路防災に関し、高度な専門的知識、幅広い知見と豊富な経験を有するとともに、危機管理体制の充実を図るための的確な提案ができる技術力を有すること。

K D A S S についての知識を有するとともに、システムの更新、保守・管理に対し迅速に対応可能な技術力を有すること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ）又はロ）に該当する関係である。

イ）参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている関係。

ロ）参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

(4) 守秘性に関する要件

・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

(5) 業務執行体制に関する要件

近畿地方整備局管内に本・支社(店)または営業所があること。

常時、本業務を実施する担当技術者とその体制を確保していること。

(6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1 件以上の受注実績を有していること。

・ 同種業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した危機管理に関連した道路防災システムの開発（又は改良）及び開発システムを利用した道路防災訓練に関する業務。

・ 類似業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した危機管理に関連した道路防災システムの開発（又は改良）及び開発システムを利用した道路防災訓練に関する業務。

(7) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門に関する科目に限る）を有する者。

イ) 技術士（建設部門）を有する者。

ウ) R C C M を有する者。

エ) 1 級土木施工管理技士の資格を有する者。

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1 件以上の受注実績を有している者。

・ 同種業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した危機管理に関連した道路防災システムの開発（又は改良）及び開発システムを利用した道路防災訓練に関する業務。

- ・類似業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した危機管理に関連した道路防災システムの開発（又は改良）及び開発システムを利用した道路防災訓練に関する業務。

5. 手続等

(1)担当部局

〒 640-8272 和歌山県和歌山市砂山南 3-1-15
国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 経理課
TEL：073-424-2471（内線 242） FAX：073-436-3658

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成 19 年 8 月 20 日から平成 19 年 8 月 31 日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は 9 時 00 分から 16 時 00 まで）

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成 19 年 8 月 31 日 16 時 00 分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定
期限：平成 19 年 9 月 19 日 16：00

(4)近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も 5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。